

令和3年9月7日

各局区室企画担当課長 様

環境局ごみ減量部資源化推進室長

事業者から排出される簡易検査キットの廃棄方法について

平素より、廃棄物行政の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、事業者から廃棄される使用済みの簡易検査キットにつきまして、下記のとおり取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

(1) 対象となる簡易検査キット

PCR 検査、抗原検査及び抗体検査が可能な検査キット（プラスチックが主材料で針のないもの）のうち、市販されているなど性状や量が家庭並み少量に限りません。

※上記を除く場合は産業廃棄物として取り扱いいただく場合がありますので、下記問合せ先にご連絡ください。

(2) 廃棄方法

次の点に注意して、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）として取り扱ってください。

- ・プラスチック等の表面について新型コロナウイルスは、3 日程度で感染力がなくなるとされていますが、感染防止のため使用後はビニール袋等に入れ、1 週間程度保管してください。
- ・ごみに直接触れないようにしてください。
- ・しっかり縛って封をしてください。（ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れてください。）
- ・ごみを捨てたあとは、流水と石鹸やアルコール消毒液による手洗いや手指消毒を行ってください。

参考：名古屋市ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症に関連する事業系ごみ廃棄方法のお知らせ」(<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000129041.html>)

(問合せ先)

環境局ごみ減量部資源化推進室

担当：遠山・西川

TEL：052-972-2390

FAX：052-972-4133

Email：a2297@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp